

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	菅野 人士
登録番号又は法人番号	04392142
所属する単位会	愛媛県行政書士会
事務所名称	菅野行政書士事務所
事務所所在地	愛媛県松山市南斎院町 1113-3
処分年月日	令和2年7月6日
処分内容（種類）	廃業の勧告
上記処分をした理由	上記会員は、会費の納入について再三の催告、督促にもかかわらず、愛媛県行政書士会会則第10条第2項の会費を36カ月以上滞納し続けている。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第13条（会則の遵守義務） 愛媛県行政書士会会則第17条（会員の処分） 愛媛県行政書士会会則第19条（個人会員の処分の種類） 愛媛県行政書士会会則第48条の4第1項（法令、会則の遵守等）